

委提第3号

北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例の全部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例の全部を次のように改正する。

平成27年12月15日 提出

提出者 総務文教常任委員長 金子 真理子

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様

北本市議会の議決すべき事件を定める条例

北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例（平成24年条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、基本構想（北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第11条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方針を総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。